

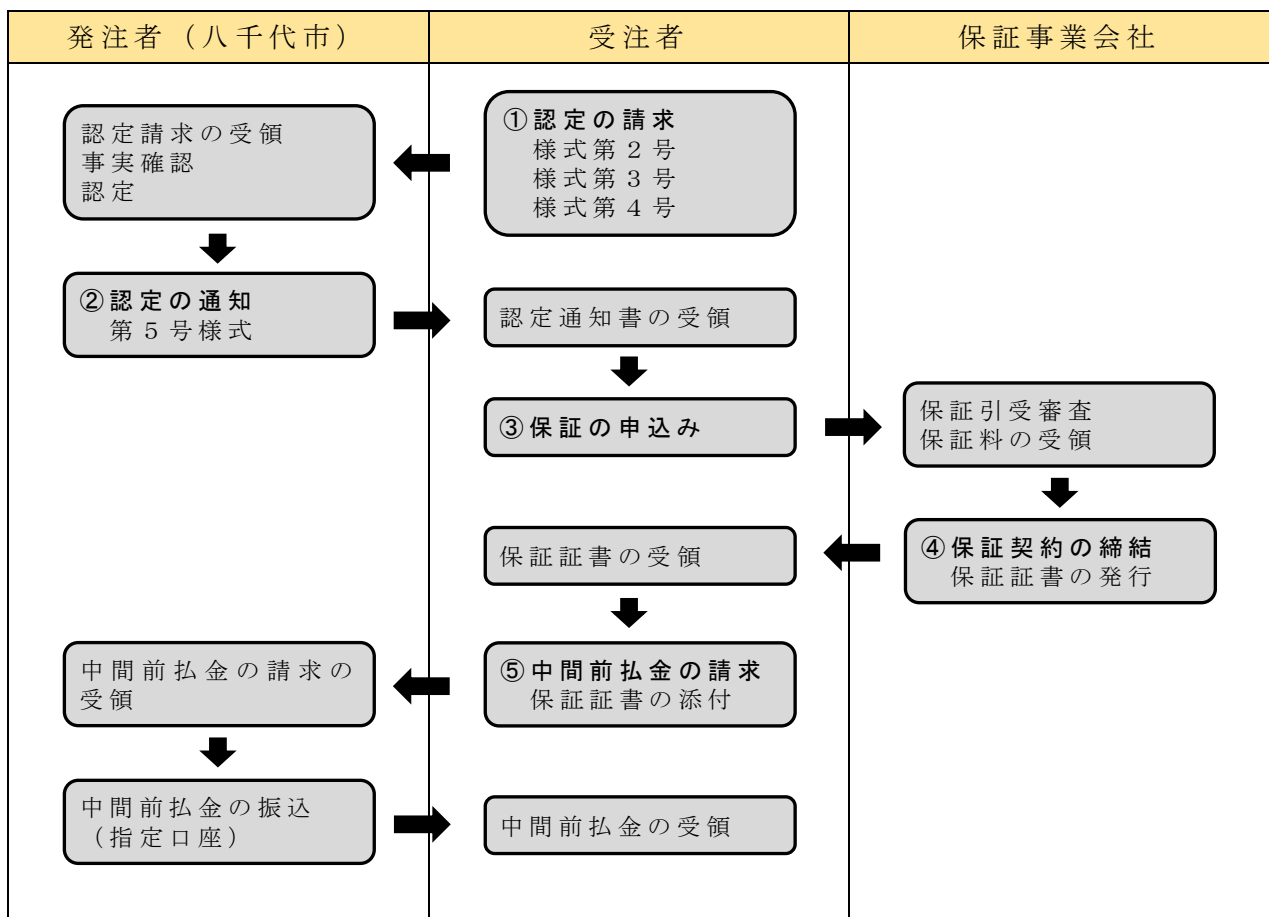
《 中間前金払の請求手続について 》

○ 中間前金払の支払要件

1	工期の2分の1を経過していること。
2	工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
3	既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
4	財務規則第157条の規定による部分払の請求をしていないこと。

※ 継続費及び債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約については、当該会計年度に対する要件となります。

○ 中間前金払の請求手続の流れ



① 認定の請求

受注者は発注者に認定の請求をします。

請求書類は、中間前金払認定請求書（第2号様式）、工事履行報告書（第3号様式）及び工事工程管理表（第4号様式）となります。

② 認定の通知

発注者は、中間前金払の要件を満たしていることを確認し、受注者へ認定の通知をします。

通知は、中間前金払認定通知書（第5号様式）により通知します。

認定できない場合は、中間前金払不認定通知書（第6号様式）となります。

③ 保証の申込み

受注者は、保証事業会社に中間前払金保証の申込みをします。

④ 保証契約の締結

保証事業会社は、保証引受審査を行い、保証料を受領後に保証契約を締結し、中間前払金保証証書を発行します。

⑤ 中間前払金の請求

受注者は、中間前払金請求書（第7号様式）に、中間前払金保証証書を添付し、中間前払金を発注者に請求します。